

# 特許協力条約

発信人 日本国特許庁（国際調査機関）

代理人 小谷 悦司 様 あて名 〒530-0005 日本国大阪府大阪市北区中之島2丁目2番2号大阪中之島ビル2階		PCT 国際調査機関の見解書 (法施行規則第40条の2) [PCT規則43の2.1]	
		発送日 (日.月.年) 31.07.2018	
出願人又は代理人 の書類記号 W7287PCT		今後の手続については、下記2を参照すること。	
国際出願番号 PCT/JP2018/018633	国際出願日 (日.月.年) 15.05.2018	優先日 (日.月.年) 10.08.2017	
国際特許分類 (IPC) Int.Cl. A61B5/16(2006.01)i, A61B5/00(2006.01)i, A61B5/11(2006.01)i			
出願人 (氏名又は名称) コニカミノルタ株式会社			

1. この見解書は次の内容を含む。 <input checked="" type="checkbox"/> 第I欄 見解の基礎 <input type="checkbox"/> 第II欄 優先権 <input type="checkbox"/> 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成 <input type="checkbox"/> 第IV欄 発明の単一性の欠如 <input checked="" type="checkbox"/> 第V欄 PCT規則43の2.1(a)(i)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明 <input type="checkbox"/> 第VI欄 ある種の引用文献 <input checked="" type="checkbox"/> 第VII欄 国際出願の欠陥 <input type="checkbox"/> 第VIII欄 国際出願についての意見 2. 今後の手続 国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。 この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から2月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。 さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。
---

見解書を作成した日 19.07.2018			
名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/JP) 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号	特許庁審査官 (権限のある職員) 松本 隆彦 電話番号 03-3581-1101 内線 3292	2Q	2914

## 第 I 欄 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。
  - 出願時の言語による国際出願
  - 出願時の言語から国際調査のための言語である \_\_\_\_\_ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文 (PCT規則12.3(a)及び23.1(b))
2.  この見解書は、PCT規則 91 の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した (PCT規則 43 の 2.1(b))。
3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。
  - a.  出願時における国際出願の一部を構成する配列表
    - 附属書C/ST.25テキストファイル形式
    - 紙形式又はイメージファイル形式
  - b.  国際出願とともに、PCT規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST.25テキストファイル形式の配列表
  - c.  国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表
    - 附属書C/ST.25テキストファイル形式 (PCT規則13の3.1(a))
    - 紙形式又はイメージファイル形式 (PCT規則13の3.1(b)及びPCT実施細則第713号)
4.  さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。
5. 補足意見：

第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

## 1. 見解

新規性 (N)	請求項	5-9, 11	有
	請求項	1-4, 10	無
進歩性 (IS)	請求項	5-7	有
	請求項	1-4, 8-11	無
産業上の利用可能性 (IA)	請求項	1-11	有
	請求項		無

## 2. 文献及び説明

- 文献1：JP 2016-67812 A (セイコーエプソン株式会社) 2016.05.09, [0093]-[0097], [0103]-[0104], [0110]-[0123] & US 2016/0098081 A1 [0106]-[0110], [0116]-[0117], [0123]-[0136] & CN 105476620 A
- 文献2：JP 2014-200386 A (キッセイコムテック株式会社) 2014.10.27, [0015] (ファミリーなし)
- 文献3：WO 2017/061371 A1 (ユニカミノルタ株式会社) 2017.04.13, [0016]-[0021], 図1 (ファミリーなし)
- 文献4：JP 2015-106282 A (エコナビスタ株式会社) 2015.06.08, 全文、全図 (ファミリーなし)
- 文献5：JP 2014-151120 A (株式会社日立システムズ) 2014.08.25, 全文、全図 (ファミリーなし)
- 文献6：JP 2012-170483 A (富士通株式会社) 2012.09.10, 全文、全図 (ファミリーなし)
- 文献7：JP 2016-115054 A (富士通株式会社) 2016.06.23, 全文、全図 (ファミリーなし)

## ・請求項1-4、10

請求項1-4、10に係る発明は、文献1により新規性及び進歩性を有しない。

文献1の[0093]-[0097], [0103]-[0104]には、第1のモードで体動センサー(「第2センサ」に相当する。)で取得した体動情報に基づいて睡眠状態であると判定した場合(「検出タイミング」に相当する。)に、脈波センサー(「第1センサ」に相当する。)で取得した脈波情報と該体動情報に基づいて睡眠の深さ(「睡眠状態」に相当する。)を判定する第2のモードに設定する活動状態情報検出装置が記載されている。また、第2のモードに設定されれば、当然睡眠状態の出力も行われることになる。

したがって、請求項1-4、10に係る発明と文献1に記載の発明に差異はない。

(補充欄に続く)

## 第Ⅶ欄 国際出願の欠陥

この国際出願の形式又は内容について、次の欠陥を発見した。

- ・請求項 5

請求項 5 の「前記睡眠状態判定閾値」は、「前記睡眠度判定閾値」の誤記である。

## 補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

## 第 V. 2 欄の続き

## ・請求項 5 - 7

請求項 5 - 7 に係る発明は、国際調査報告で引用されたいずれの文献にも記載されておらず、当業者にとって自明なものでもない。

国際調査報告で引用された文献 1 - 文献 7 は、対象者の状態を検出する装置に関するものである。しかし、いずれの文献にも、請求項 5 - 7 に係る発明の次の特定事項「前記処理制御部は、前記制御として、前記タイミング検知部の検知結果に応じて前記睡眠状態判定閾値を変更する」（請求項 5）、

「前記処理制御部は、前記制御として、前記タイミング検知部の検知結果に応じて前記継続判定時間を変更する」（請求項 6）、

「前記処理制御部は、前記制御として、前記タイミング検知部の検知結果に応じて、前記複数のサブセンサのうちから、前記睡眠状態処理部で用いられるサブセンサを変更する」（請求項 7）が記載も示唆もされていない。

## ・請求項 8

請求項 8 に係る発明は、文献 1 及び文献 2 により進歩性を有しない。

文献 2 には、加速度センサにより運動量と姿勢を検出し、姿勢の情報から対象者が横になっていると判断された場合に、運動量値に基づいて対象者が覚醒しているかまたは睡眠中であるかを判定することが記載されている。

文献 1 に記載の発明において、睡眠状態であるか否かの判定の精度を向上させるために、文献 2 に記載の上記技術手段を適用して、請求項 8 で特定された事項を具備させることは当業者が容易に想到しうることである。

## ・請求項 9

請求項 9 に係る発明は、文献 1 により進歩性を有しない。

文献 1 の [0110]-[0123] には、スケジュール情報により第 2 のモードに設定することが記載されている。

文献 1 に記載の発明において、体動情報による判定結果による第 2 のモードに設定することに加えて、スケジュール情報によっても第 2 のモードに設定するように変更することは当業者が容易に想到しうることである。

## ・請求項 1 1

請求項 1 1 に係る発明は、文献 1 及び文献 3 により進歩性を有しない。

文献 3 の [0016]-[0021]、図 1 には、行動検知装置で判別した被介護者の行動を介護者の携帯端末に送信するシステムが記載されている。

文献 1 に記載の発明において、介護などの目的に用いることができるように文献 3 に記載の上記技術手段を適用し、請求項 1 1 で特定された事項を具備させることは当業者が容易に想到しうることである。